

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）の理事、監事、委員（以下「役員等」という。）および事務局職員が機構の会議出席または機構用務のため出張する場合、この規程に基づいて、旅費実費および宿泊料（以下「旅費等」という。）を支給することを目的とする。

(出張命令)

第2条 出張は、別紙様式による出張命令によって行う。

2. 出張命令は理事長が行う。

(出張命令の取り消し、変更)

第3条 出張命令者は、すでに発令した出張命令を取り消しまたは変更に必要な場合と認めた場合は、これを取り消しまたは変更することができる。

2. 出張者は、事情により出張命令に従った旅行ができない場合には、出張命令の変更を受けることができる。ただし、事前に変更命令を受けることができなかった場合には、帰任後3日以内にその旨を届けなければならない。

(旅 費)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法によって計算した実費とし、別表に定める旅費支給基準表により支給する。

なお、旅費は、原則として鉄道運賃および航空運賃とする。

(宿泊料)

第5条 出張者の出張が宿泊を伴う場合は、宿泊料を支給する。

2. 前1項の宿泊料の額は、別表に定める。

(旅費等の支給)

第6条 旅費等の支給は、前払い（概算払い）を原則とする。ただし、前払いが不可能な場合は当該出張日の初日に支給するものとし、遅くとも帰任後1週間以内には精算を終えるものとする。

(支給項目)

第7条 旅費等の支給に当たっては、出張の目的によりその当該項の予算から支給す

るものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成26年8月4日から施行し、平成26年8月5日より適用する。

(平成26年8月4日理事会決定)